

中小企業・
個人事業者のための

第4弾



エネルギー価格等 高騰対策支援金

重要

6月23日追記

給付額増額
(10→11万円)

国の重点地方交付金を活用して、電気・ガス等をはじめとする
物価高騰への支援を行います

申請期間

令和8年5月8日(金)～8月31日(月)

※郵送の場合は最終日の消印有効

給付額

一律 **11万円**

※既に10万円を給付済の中小企業者にも
1万円を追加給付します(別途申請不要)

給付対象

①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和7年4月から令和8年3月までの任意の1か月において、



電気



ガス
(LPガスも含む)



ガソリン



軽油・灯油・重油

の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和7年4月から令和8年3月までの連続する3か月において月平均で50万円以上あること。

②

法人

:市内に本店(法人税の納税地)を有すること。

個人事業者

:市内に住所(住民票)を有すること又は市内に主たる事業所を有すること。

③

今後も市内で事業継続する意思があること。

申請方法(オンライン／郵送)や申請先などの詳細情報は、
特設WEBサイト等で公開しております。

千葉市中小企業者 エネルギー支援金

検索

詳しくはこちら ▼



お問い合わせ

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

電話番号【043-201-6800】 FAX番号【043-201-6828】

平日 9:00～17:00 土日・祝日はお休み(令和8年5月8日から)

chibacity-chushoenergy@jtb.com

よくあるご質問

Q 既に第4弾の申請をされていて
10万円の給付を受けていますが、
追加支援を受ける手続きは必要でしょうか。

A 既に給付済みの申請者については新たにお手続きは不要となります。追加支援を行う旨の通知を郵送でお送りいたしますので内容をご確認ください。

Q 追加給付の1万円は
必ず受領しなければなりませんか？

A 受領を辞退することも可能です。別途、事務局より受領意思の確認を行いますので、辞退の旨お申し出ください。

Q 申請にはどのような書類の
提出が必要ですか？

A 申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し(個人)、国民健康保険の加入が分かる書類※等の写し(個人)等のほか、次の書類の提出が必要です。

- ・光熱費(電気・ガス(LPガス含む)):
利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書・領収書、電気・ガス使用量のお知らせなどが必要です。
- ・燃料費(ガソリン等):
利用日、利用額、品目(レギュラーガソリン、軽油、灯油など)が確認できるレシート、領収書、カード利用明細などが必要です。
- ・その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※マイナ保険証をお持ちの方は、「マイナポータルの国民健康保険の資格情報画面」の写しまたは「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」の写し
マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」の写し
(詳細は「申請の手引き」参照)

Q 電気料金やガス料金の領収書を
紛失してしまいました。
どのようにすればよいでしょうか？

A 紛失した場合は、ご利用の電力会社、ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。

Q 中小企業でなくても対象となりますか？

A 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人(社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等)の場合も申請書(様式第1号)の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合、本支援金の対象となります。

Q 申請書類はどこで受け取れますか？

A 事務局を含め以下の場所で受け取りが可能です。

施設名	配布場所
千葉市役所	高層階7F Aカウンター
中央区役所	ぎばーる11F 中央区総務課カウンター
花見川区役所	1F 情報コーナー、2F 花見川区総務課
稲毛区役所	1F 情報コーナー
若葉区役所	3F ロビー
緑区役所	2F ロビー
美浜区役所	1F 情報コーナー、3F 美浜区総務課

Q 被雇用者または社会保険(健康保険)の
被扶養者ですが、
給付を受けられますか？

A 受けられません。
本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険(健康保険)の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者とみなし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 市内に本店があり、
市外に支店があります。
対象経費は合算できますか？

A 合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。

Q 個人事業主ですが
住民票は市内にあり、
事業所が市外にあります。
対象となりますか？

A 対象となります。また、個人事業主の方で住民票が市外にある方でも、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。



支援金の不正受給は犯罪です！